（農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令の一部改正）

**第二条**　農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令（昭和四十六年総理府農林省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令 | 農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令 |
| （報告） | （報告） |
| **第一条**　農薬取締法（以下「法」という。）第二十九条第二項及び農薬取締法施行令（昭和四十六年政令第五十六号）第四条第五項の規定による報告は、遅滞なく、報告を命じた場合にあっては第一号に掲げる事項を、農薬を集取した場合にあっては第二号に掲げる事項を、立入検査をした場合にあっては第三号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。 | **第一条**　農薬取締法（以下「法」という。）第十三条第二項及び農薬取締法施行令（昭和四十六年政令第五十六号）第四条第五項の規定による報告は、遅滞なく、報告を命じた場合にあつては第一号に掲げる事項を、農薬を集取した場合にあつては第二号に掲げる事項を、立入検査をした場合にあつては第三号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。 |
| 一　報告を命じた販売者又は農薬使用者（以下この条において「販売者等」という。）の氏名（法人の場合にあっては、名称及び代表者の氏名。以下この条において同じ。）及び住所並びに当該販売者等がした報告の内容 | 一　報告を命じた販売者又は農薬使用者（以下この条において「販売者等」という。）の氏名（法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名。以下この条において同じ。）及び住所並びに当該販売者等がした報告の内容 |
| 二・三　（略） | 二・三　（略） |
| （身分を示す証明書の様式） | （身分を示す証明書の様式） |
| **第二条**　法第二十九条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による職員の証明書は、別記様式によるものとする。 | **第二条**　法第十三条第四項（法第十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による職員の証明書は、別記様式とする。 |

別記様式を次のように改める。

様式

（表面）

第　　号　　年　月　日交付

農薬取締職員の証明書　発行者名　印

写真

官職（職名）　氏名

生年月日　年　月　日